

(参考様式2)

## 事前点検シート

|              |                |           |                     |
|--------------|----------------|-----------|---------------------|
| 計画主体名        | 静岡県・浜松市        |           |                     |
| 計画期間<br>実施期間 | H20～H22<br>H20 | 総事業費(交付金) | 130,000千円(65,000千円) |

### 1 計画全体について

| 項目  | チェック欄 | 判断根拠  |
|---|-------|---|
| 目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか        | ○     | 地域産物の販売量の増加により、定住人口の減少の抑制、交流人口の増加を図る計画であり、法律及び基本方針に適合している。  |
| 市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか | ○     | 第1次浜松市総合計画、浜松市戦略計画2007、浜松市農業振興基本計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲載されている。また、静岡県農林水産業新世紀ビジョン、静岡県茶業振興基本計画にも合致している。 |
| 活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか                          | ○     | 地区生産者への説明会の開催及び管内JAとの話し合いで合意は形成されている。   |
| 事業の推進体制は確立されているか  | ○     | JA・市・県・茶振興協議会によるバックアップ体制が整備されている。   |
| 目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか   | ○     | 碾茶加工施設を建設し、茶の販売量を増加させることにより、定住人口の減少の抑制、交流人口の増加につながり整合性が取れている。   |
| 計画期間・実施期間は適切か   | ○     | 計画期間は3年、実施期間は1年で、基本方針及び実施要綱に定められた範囲内である。  |
| 交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か   | ○     | 交付金要望額は65,000千円であり、交付限度額の65,000千円の範囲内である。   |

### 2 個別事業について

| 項目   | チェック欄 | 判断根拠   |
|--|-------|--|
| 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか                   | ○     | 新たに碾茶加工施設を整備して地域活性化を図るものである。                   |
| 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか  | —     | 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備ではない。                   |
| 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか | ○     | 本事業にて建設する構造物は、5年以上である。(鉄骨平屋建31年・炉20年・碾茶加工機械8年) |
| 事業による効果の発現は確実に見込まれるか   |       |  |

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
|  | 費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか) | ○ | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により算定している。   |
|  | 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか   | ○ | 投資効率が1.136となり確実な効果が見込める。  |
|  | 事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか  | ○ | 対象地域は山村振興法等の指定地域であり、事業内容についても実施要綱等の要件を満たしている。また、事業実施主体は全構成員4名のうち農業者4名の農林漁業者等の組織する団体(農事組合法人)であり、実施要綱等の要件等を満たしている。      |
|  | 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか  | ○ | 受益は17人と多数におよぶものを農林漁業者等の組織する団体(農事組合法人)が事業実施主体となって整備するものであり、個人に対する交付ではない。また、施設は管理運営規定によって管理・運営されるため、目的外に使用されることはない。     |
|  | 施設等の利活用の見通し等は適正か   |   |   |
|  | 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか  | — | 該当なし。   |
|  | 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか   | — | 近隣には類似施設はない。  |
|  | 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか  | ○ | 整備する碾茶処理加工施設の利用者は、出荷意向を示している会員の茶栽培農家17戸で、生葉出荷量は95tである。出荷時期は5月から10月でありピーク時は5月の48tであり、施設の規模・処理能力からも妥当として利用計画を作成した。      |
|  | 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか  | ○ | 活性化区域のほぼ中央に位置し、どの地区からも生葉を効率よく搬入しやすい環境である。   |
|  | 事業費積算等は適正か   |   |   |
|  | 過大な積算としていないか   | ○ | 生産量を元に必要最小限の規模を算出し、それに合わせた建物、製茶機械を整備する計画である。  |
|  | 建設・整備コストの低減に努めているか   | ○ | 碾茶加工施設建設予定地選定にあたり、造成費等が増加しない場所を選定した。  |
|  | 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)  | — | 附帯施設は交付対象としない。  |
|  | 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)  | — | 備品は交付対象としない。  |
|  | 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か   | ○ | 活性化区域のほぼ中央に位置し、どの地区からも生葉を効率よく搬入しやすい環境である。   |
|  | 施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか   | ○ | 用地の借用の確約がされている。   |
|  | 事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか  | ○ | 近代化資金制度を活用し、資金調達及び償還計画が策定されている。   |
|  | 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか   |   |   |
|  | 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)   | ○ | 管理運営規定を策定し、これに従って維持管理を行うとともに維持管理費は収支計画に計上している。減価償却費を内部留保することで更新に備える。  |
|  | 収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか   | ○ | 収支計画を策定し、遠州中央農業協同組合の指導を受ける。また、施設が稼働する平成21年の収入は荒茶販売49,393,100円、支出は人件費、水道光熱費、減価償却費、原材料費等40,527,880円を見込んでおり、収支の均衡は取れている。 |
|  | 他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか  | — | 他の事業との合体施行はない。  |